

新潟市奨学生等選考委員会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市奨学金条例第8条の規定により奨学金の貸付けを受ける者及び新潟市社会人奨学金条例第8条の規定により社会人奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生等」という。）を決定するにあたって、その奨学生等の選考に関し、学識経験者等から意見を聴取するため、新潟市奨学金条例施行規則第4条及び新潟市社会人奨学金条例施行規則第4条の規定に基づき開催する新潟市奨学生等選考委員会（以下「選考委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員構成)

第2条 選考委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはない。

(会議)

第4条 選考委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 選考委員会の会議は、事務局が進行する。

(事務局)

第5条 選考委員会の事務局を教育委員会事務局学務課に置く。

2 事務局は選考委員会の庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。